

章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	04	豊かな消費生活の実現
施策	01	消費者の自立支援

目的

消費者が、自ら進んで必要な知識を習得できるような環境を整備するとともに、消費者教育の充実を図り、消費者が主体的かつ合理的な判断と行動に基づいて、豊かで自立した消費生活を送れるよう支援します。

対象・手段

出前講座：区内事業所、学校、消費者団体、地域団体等を対象に、その要請に応じて講師を派遣します。
副読本の作成配布(平成14年度から実施計画事業)：中学生を対象とした消費者教育のための副読本を作成し、「社会科、家庭科、総合学習」授業で使用することを通じて早期の段階から消費生活に関する正しい知識の普及を図ります。

施策の方向

消費者が自ら問題を解決していけるよう、消費者情報の提供を充実するとともに、消費者講座等、消費者教育の充実を図ります。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
出前講座		実施回数		(平成18年度に)	(年12回) の水準達成	
副読本の作成配布		中学生用消費者教育副読本の作成配布		(平成18年度に)	(100%配布) の水準達成	
				() 年度に	() の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	回	9.00	9.00	12.00	
	実績1	回	11.00	27.00	19.00	
	目標達成率1 = /	%	122.22	300.00	158.33	
	目標値2	%	100.00	100.00	100.00	
	実績2	%	100.00	100.00	100.00	
	目標達成率2 = /	%	100.00	100.00	100.00	
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

所管部	地域文化部
-----	-------

主な取り組み

出前講座 年19回 (消費生活相談員 19回)
副読本作成配布 3,000部 (平成18～19年度使用)

課題

消費者が悪質商法による新たな消費者問題にも対処するためには、最新の消費者情報の提供や消費者教育の普及啓発が必要です。このため、学校、地域、団体等へ出前講座、出張相談、訪問相談を効率・効果的に実施できる普及啓発システムの構築が課題となっています。

評価

総 合 評 価	
<p>消費者教育や情報提供事業は、消費生活の諸問題について区民が消費者として必要な知識を習得できる環境づくりを推進し、消費者が自ら問題を解決し自立した消費生活を送れるよう支援しています。</p> <p>18年度から悪質商法防止支援事業を本格実施し、特に高齢者の被害防止、被害の早期救済を図るために介護保険事業者や民生児童委員などを対象にした出前講座を実施し成果を挙げています。</p> <p>今後、悪質商法の手口が益々巧妙化する中で、消費者被害の未然防止を図る観点からも消費者教育と情報提供の充実を図ることが必要です。</p>	B

今後の取り組み・改革の方針

悪質商法による新たな被害の発生に対し、区民が消費者として自ら対処できるよう支援するためには、最新の被害事例などタイムリーに紹介するなど、区民に適確な情報を提供していきます。特に高齢者を狙った悪質商法の被害を防止するために、高齢者の身近で活動している介護保険事業者や民生児童委員などを対象とした出前講座、出張相談、戸別訪問を積極的に行っていきます。中学生への消費者教育については、教育委員会との連携をより一層強化し、学校教育における消費者教育の拡充に努めます。

今後、悪質商法の手口が益々巧妙化する中で、消費者被害の未然防止を図るために消費者教育と情報提供の充実を努めます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
消費者学習の充実	B	259		